

## ヴァイマル経済民主主義にかんする一考察

山田 高生

一

第二次大戦後の西ドイツでは、被用者共同決定制度が定着し、今日にいたっている。ヴァイマル末期に生れたフリッツ・ナフタリの『経済民主主義』<sup>(1)</sup>と今日の西ドイツ被用者共同決定制度とを対比するならば、つぎのような相異点が見られる。すなわち、第一にナフタリの『経済民主主義』が、労働組合の超経営的参加政策、つまり国政レベルでの経済指導への参加を目指していたのに対し、西ドイツ共同決定制度は、企業および経営レベルでの被用者の同権的参加を特徴としている。ナフタリの時代には、企業および経営レベルでの参加は、労働組合の影響下に行なわれるものでないかぎり、企業エゴイズムにまき込まれる危険が大きいと見られていた。第二に、ナフタリの『経済民主主義』が社会主義の目標と結びついて、それにいたる道すじを明らかにすることを課題としていたのに対し、西ドイツの共同決定制度は、その種のいかなるイデオロギーとも結びつかないことを

ヴァイマル経済民主主義にかんする一考察

ヴァイマル経済民主主義にかんする一考察

建前としている。これは、ナフタリの『経済民主主義』のバックが、社会主義系の労働組合を結集したナショナルセンター・ドイツ労働組合総合同盟(ADGB)<sup>(2)</sup>であったのたいし、第二次大戦後、共同決定制度の拡大を積極的に推進してきた西ドイツ労働組合同盟(DGB)が、東西ドイツの分裂後の状況下におけるすべての思想傾向を統合する統一労働組合として組織されたことに起因している、と言えるだろう。西ドイツ共同決定制度は、ナフタリの『経済民主主義』とは内容の上でも、またその背景をなす時代状況についても大きく隔ってはいるが、しかし双方とも、労働者の同権的参加という点でドイツ労働組合運動の伝統にしっかりと結びついているのである。この意味でナフタリの『経済民主主義』は、ドイツにおける労働者の同権的参加思想の源流のひとつとみなされ、この分野における古典としての評価が与えられてきた。また、一九七六年の新(拡大)共同決定法の成立後には、国民経済レベルでの参加民主主義の可能性を模索する過程で、経済民主主義をめぐる議論が盛んになりつつあるように見受けられる。<sup>(3)</sup>

これにたいしわが国では、戦後占領下における労働組合運動、独占禁止、農地改革の民主化改革を総称する概念として「経済民主主義」が用いられたが、<sup>(4)</sup>この言葉は、これまで一般にはなじみの薄い言葉であったように思われる。しかし最近では、わが国でも経済民主主義への関心が次第に高まりつつある。昭和三〇年代末から四〇年代にかけて、企業あるいは経営レベルでの被用者の参加を保障する西ドイツ共同決定制度に熱い視線が注がれた一時期の後、当時一部に見られたこの制度の安易な受容論にたいする批判と反省から、<sup>(5)</sup>わが国の企業形態や企業別労働組合の現実をふまえて政策参加の問題が提起された。<sup>(6)</sup>また、これとは異なった文脈ではあるが、ここ一、二年「独占資本にたいする民主的規制」を意味する用語として「経済民主主義」あるいは「経済的民主主

義」が用いられはじめている。いづれにせよ、公害問題、スタグフレーション、高齢化社会、貿易摩擦、雇用問題、行財政改革等々の国民経済的問題にたいする労働組合の対応として、経済民主主義への要請が今後ますます強まる情勢にあるが、しかし同時に、この概念のもつ多義性のゆえに、そこから生ずる困難もまた避けて通ることができないように思われる。今こそ、この概念の基本的枠組みをそれが最初に成立した一九二〇年代のドイツの歴史の現実のなから把握しておくことが必要であろう。以下、ナフタリの『経済民主主義』を中心に、その成立背景について考察を試みることにしたい。なお、第一次大戦前および戦中における経済民主主義の成立前史については、すでに別稿でとり上げてあるので、ここではドイツ革命以降のヴァイマル期を対象とする。

## 二

キール軍港の水兵たちの反乱からはじまったドイツ革命とともに、直ちに労兵レーテが組織され、革命の波は怒涛のごとくドイツ全土に拡大していった。敗戦から革命へと混乱した状況の中で、マックス・フォン・バーデン首相から社会民主党のフリードリッヒ・エーベルトに政権委譲が行なわれ、一九一八年十一月十日夜のベルリン労兵レーテ大会において、社会民主党と独立社会民主党各三名からなる人民代表委員政府が承認された。人民代表委員政府は、革命運動の中から生れた即時・全面社会化を要求する声におされて、十一月十八日、社会化に必要な措置を検討する委員会の設置を決定し、独立社会民主党のカウツキーを議長とする社会化委員会を任命する一方で、エーベルトの主導のもとに、十一月二十五日ベルリンに開催された全邦国の新政府代表会議において国民議会の召集を決定し、さらに十二月十六―二〇日の全国労兵レーテ大会では、圧倒的多数をもって国民議会議選

ヴァイマル経済民主主義にかんする一考察

ウァイマル經濟民主主義にかんする一考察

挙の実施（一九一九年一月十九日）を決定した。この時点で「レーテか国民議會か」という革命の選択はほぼ決着が付き、以後政府は、急進的革命派をおさえて新しい政治秩序の形成のための地固めに着手した。こうした政治的経過と平行して、独占資本と労働組合の代表は、十一月十五日にいわゆる「十一月十五日協定」（この協定は双方の代表者の名をとって「*ン*ュティンネスレキーン協定」と呼ばれる）を結び、「中央労資共同体」（*Die Arbeitse-meinschaft der industriellen und gewerblichen Arbeitgeber und Arbeitnehmer Deutschlands*）を組織した。この日は、革命の混乱を一刻も早く收拾し、新しい經濟秩序のもとの生産再開が望まれた。自由労働組合の指導者たちにとっては、革命をこれ以上遂行するよりも、戦前からの努力によってやっと手に入れた産業自治をまもり、大衆の經濟的困窮を救済することの方が急務であったのである。ほほ同じ時期に活動を開始した社会化委員会には、自由労働組合から、鉦山労働運動の研究者であり、後に国民議會の議員に選出されたO・フリーエとADGB機関紙『*コレスポンデンツブラント*』の編集委員であり、後にADGB執行委員会のメンバーに就任したP・ウム、ブライトが参加し、部分的社会化の即時実施を要求する委員会多数派の意見を支持した。彼らにとって社会化とは、——ウム、ブライトの「*社会化*」報告によれば——資本主義的企業家を一切排除してしまうことではなくて、むしろ全体利益のために機能するように民主主義的管理体制のもとに服せしめることであつた。しかし彼らもまた、社会主義系労働組合の指導者を自認する以上、社会主義の目標を放棄したわけではなかつたが、その現実主義的な感覚から少なくとも当面は、いち度に企業家を排除することは不可能であるように見えたのである。急進的革命派の主張するロンアのホルンエウイキ革命方式は、連合軍の進駐と混乱の拡大をもたらす危険があつたし、なによりもドイツのような工業化のすすんだ資本主義国にはなじまないように思えた。ドイツでは、国民各層の民

主的参加のもとて全体利益の観点から営まれる共同経済 (Genewirtschaft)こそ、政治的民主主義＝議会主義を補完するために、経済の領域で確立さるべき経済民主主義の内容としてもっともふさわしいものであった。資本主義的な私的所有の全面的廃棄という意味での社会主義は、共同経済における高度な生産力の発展のもとではしめて可能であったのである。こうして、かつて独占資本の「ヘルイムーハウゼ」的支配にたいし労働関係の民主化を目指して闘ってきた自由労働組合の指導者たちは、今や、急進的改革派と結んだ組合反対派のレーテ権力と完全社会化要求にたいし、革命によって獲得した民主主義を経済の領域において防衛する立場におかれることになった。一九一九年六月三〇日―七月五日、戦後最初に開かれた自由労働組合のニュルンベルク大会(この大会でトイン労働組合総同盟 (ADGB)と改称)では、あの「十一月十五日協定」と「中央労資共同体」が革命の成果として報告された<sup>(12)</sup>ほか、労働者レーテから一切の政治的色彩をとり去る一方、企業家的独裁を封ずるため、経営レベルでの労使の同権的協議機関として経営協議会を労働組合の影響下に設置すべしという要求が出された<sup>(13)</sup>。しかしこの大会では、組合内反対派からの総務委員会に対する不信任決議が提案され、辛じて不成立に終わったものの、組合内部の対立は決して克服されていないことを示していた<sup>(14)</sup>。その後八月に成立したヴァイマル憲法において、第一五六条は共同経済の原則と産業自治を明示し、第一六五条は経済民主主義を保障する機関として、経済議会とも言うべき全国経済協議会 (Reichswirtschaftsrat)と地区経済協議会 (Bezirkswirtschaftsrat)の設置を定めた。さらに一九二〇年二月四日に経営協議会法 (Betriebsratgesetz)と同年五月四日に暫定全国経済協議会条令 (Verordnung über den vorläufigen Reichswirtschaftsrat)が制定され、ここに国家的保護のもとに、産業の上から下までの産業自治の壮大な建造物が設立されることになり、経済民主主義の構図が一応の完成を見たのである。

ヴァイマル経済民主主義にかんする一考察

## ヴァイマル経済民主主義にかんする一考察

しかしながら社会主義系労働組合としての自由労働組合は、以上のような経済民主主義路線の成功にもかかわらず、と言うよりその成功の故に、大きな矛盾をかかえ込むことになった。それは、社会化の内容を経済民主主義で満たせば満たすほど、その目標とする社会主義はますます遠のいていくというジレンマである。このジレンマは、戦前の反動的な政治的風土のもとでは問題となりえなかったし、敗戦直後の混乱期にも、急進的革命派にたいする防衛に急なあまり反省されることもなかった。だが、敗戦と革命の混乱が收拾され、ヴァイマル憲法体制下で資本主義的経済秩序が軌道にのって動きはじめると、これを可能にした経済民主主義とこれを否定すべき社会主義との乖離は次第に拡大していった。運動をさらに前進させるためには、この時点で経済民主主義と社会主義の関係を問い直すべきところまでできていたのである。しかし事態は、労働組合の困惑をこえて一人歩きをはじめていた。革命直後には中央労資共同体のもとで鳴りをひそめていた独占資本は、ヴェルサイユ条約と賠償問題をめぐって急速に勢力を盛りかえしてきた右翼の抬頭をバックに息を吹きかえし、一九二二／二三年のインフレーション期に、莫大なインフレ利得を得て完全に復調した。このような独占資本の復活とともに、中央労資共同体は次第に労働組合の当初の期待どおりには機能しなくなった。賠償問題の重荷を労働者に転嫁しようと考えた独占資本は、中央労資共同体のなかで自己の利益を主張しはじめたからである。他方で、独立社会民主党の影響下にあった金属労働組合は、早くから中央労資共同体を批判し、すでに一九一九年十月に単独で脱退していた。一九二二年六月に開かれたADGBライプツィヒ大会では、中央労資共同体からの脱退を要求する声が多か(15)まり、もはやこれ以上、中央労資共同体に経済民主主義の役割を期待することは困難になった。こうした独占資本本側からの軽視と左派グループからの不信に加えて、インフレ下での組合員数の激減(一九二二年に七八二万人の

組合員を擁した自由労働組合は、一九二四年に四〇二万人とほぼ半減し、その後相対的安定期に若干盛り返えたが、最後まで五〇〇万人をこえることができなかった）、組合財政の困難、指導者レギーンの死（一九二〇年十二月二六日）等の要因が重なって、一九二三年の末ごろには、経済指導における独占資本の影響力強化に反比例して、労働組合の影響力は急速に後退していき、ついに一九二四年一月にADGB執行部も正式に中央労資共同体からの脱退を通告した。憲法で定められた全国経済協議会も暫定的な機関にとどまり、地区経済協議会にいたっては、最後まで設立されずに終わった。今や、社会主義はますます遠い目標になったが、経済民主主義もまた完全に行き詰ってしまったのである。社会主義との関連で経済民主主義の再構築という課題が、一九二〇年代後半のADGBに課せられることになった。

### 三

ADGBの中央労資共同体からの脱退は、一つの時代の終りを象徴する事件であったが、同じ月にパリで開催された賠償問題をめぐるドーズ専門委員会は、新しい時代への始動を告げる出来事であった。同年七月十六日、ロンドン会議でドーズ案が成立を見たことにより、ドイツ国内へのアメリカ資本の流入がはじまり、さしもの破局的インフレーションも収束し、一九二四年後半以降ドイツ経済は相対的安定期にはいる。安定した通貨のもとで、投資活動が活発化し、とりわけ公共設備投資が盛んに行なわれた。これを挺たぐに独占資本の強化がはかられ、新たにカルテル、コンツェルン、トラストが次々と成立した。これと呼応してドイツ経済性本部の指導のもとに、電気・化学工業部門を中心に、生産費切り下げのための合理化運動が国民運動として唱導され、大規模に展開さ

## ヴァイマル経済民主主義にかんする一考察

れた。この時期にはいると、労働者の生活状態もインフレ下の困難から回復しはじめた。失業者数は減少し、生活水準もわずかながら上向きに転じたが、しかしそれとひきかえに、新技術の導入と合理化政策のもとで労働強化もたらされた。

こうしたドイツ経済が新しくむかえた局面のもとで、一九二五年八月三十一日―九月四日にADGBのブレスラウ大会が開催された。この大会では、社会化の内容を経済民主主義で満たそうとした労働組合の構想が挫折した後をうけて、改めて社会主義と経済民主主義の関連が問われることになった。大会のテーマに「経済と労働組合」<sup>(16)</sup>が選ばれ、報告はパウル・ヘルンベルク (Paul Hermburg) 教授とヘルマン・イェツケル (Hermann Jäckel) が担当した。ヘルンベルクは、まず今日のドイツ経済の危機の原因について述べ、それは一般に考えられているように、戦争の結果として販売地域の確保不可能とか領土の喪失にあるのではなく、ドイツの企業が技術的に立ち遅れているところにある。たしかに企業家も経営の技術的拡張に努めていることは否定できないが、しかし彼らは、関税障壁の背後でカルテル化、トラスト化、コンツェルン化によって独占的地位を維持しようとし、外国の賃金に比べてドイツの賃金の低水準化をもたらすことによって、ドイツ経済全体の発展を危険にさらしている。ヘルンベルクの報告は「ドイツ経済の合理化の問題点を述べることに焦点がおかれたが、最後に「経済民主主義について述べることは自分の仕事ではないが」と前置きしながら、次のような意見を述べた。それは、現在の資本主義的交換経済のもとでは統一的指導は存在しえないから、組合が目標にしている「労働者のための労働者による経済指導」、つまり経済民主主義はありえない。経済民主主義は、社会主義的経済秩序の中で統一的指導が実現したとき、はじめて可能になるのである。従ってもし現在、労働組合が経済指導への参加ではなく（この

ようなことはありえないわけだから)、経営指導への参加を目標とするなら、それはむしろ危険である。なぜならこの場合は、企業家間の対立がそのまま労働者間の対立にもちこまれる恐れがあるからである。資本主義経済における労働者の地位をめぐる決定的な闘争は、賃金闘争をめぐる行なわれるから、「賃金闘争はあらゆる労働組合活動の中心に立たねばならない」とヘルンベルクは結んでいる。ヘルンベルクの意見は、ADGBがこれまで追求してきた経済民主主義にたいする批判を含んでおり、資本主義社会のもとの労働組合の本来の姿である賃金闘争に立ちかえるよう主張したものであった。こうしてヘルンベルクの報告は経済民主主義の評価をめぐる論争に火をつける役を果たしたが、これにたいし第二報告に立ったイエッケルは、ヘルンベルクに真向から反対の見解を示したため、火に油を注ぐ役を果たした。イエッケルによれば、資本主義経済のもとでこそ経済の民主化が必要である。なぜなら、経済の民主化は経済の発展と競争のために質・量両面における生産の上昇に役立つべきものだからである。しかしその場合、生産の上昇は、ドイツの企業家が行なっているようなアメリカ流のテーラー・システムやフォード・システムによつてではなく——なぜなら、テーラー・システムは人間の魂を駄目にし、フォード・システムはドイツのような国内市場の狭いところでは適していないから——、労働者に仕事の喜びをもたらす民主主義的経済制度における労働者組織と企業家組織の同権的参加において可能である。この意味で、労働者は経済の一要素であつて、労働者は企業家と協力する義務がある、とイエッケルは言う。以上のごとくイエッケルは、経済民主主義を社会主義のもとではじめて可能であるとするヘルンベルクの見解とは対照的に、経済の民主化は資本主義のもとで可能であるし、必要であるという見解を明らかにした。それぞれ、相対的安定期における合理化運動にたいし労働組合がとるべき立場の相違を代表しているわけだが、いずれにせよこの論争の

新味は、一九二四年以後のドイツ経済の新しい局面にかかわって経済民主主義の問題を提示したところにあつた。もはや社会化も中央労資共同体も争点にはなりえなかつた。しかしこれらの試みが挫折した後の労働組合の新しい闘争目標としては、ヘルンベルクの「賃金闘争」は新味がなかつたし、イエツケルの「経済の民主化」も社会主義との関係が不明であつた。経済民主主義がかつての社会化に代わって新しい闘争目標となるためには、両者を理論的に統一し、経済民主主義の内容を豊かにする必要があつたのである。一九二五年のプレスラウ大会で残されたこの課題の解決は、ADGBの共同研究に委ねられた。その成果がナフタリの『経済民主主義』である。しかしその前に、この論争に前後して提起されたドイツ社会民主党の理論的指導者R・ヒルファディングの「組織された資本主義」論<sup>17)</sup>についてふれておく必要がある。なぜならヒルファディングの「組織された資本主義」論こそ、ヘルンベルクとイエツケルの見解を媒介する論理を提供するものであり、これなくしては、ナフタリの『経済民主主義』も世に出ることがなかつたであろうと考えられるからである。

ヒルファディングは、一九二四年にはじまる相対的安定期のもとの化学技術の発展とそれにもなつて進行する資本の集中化傾向への強烈な印象のもとで、ドイツ資本主義の新しい局面を「自由競争の資本主義からヒエラルヒー的に組織された資本主義への移行」として特徴づけた。「組織された資本主義」のもとでは、労使関係はより安定したものとなる一方で、労働者に保守的作用を及ぼすが、しかし他面では、経済の組織化が進めば進むほど、また経済の規制が意識的に行なわれれば行なわれるほど、労働者大衆にとっては、集積された生産手段の所有者による経済力と社会的生産の収奪はますます耐え難くなる。ヒルファディングによれば、この矛盾は、ヒエラルヒー的に組織された経済を民主主義的に組織された経済へ転換することによって取り除かれる。「資本

主義は、それが新しい組織された経済という最高の段階に達したまさにその時に、経済民主主義の問題を提起する。そして経済の民主化への発展の中で、はじめて労働者階級は能力と責任感とを習得し、またこれが労働者階級に生産の管理への参加の拡大を可能にするのである。かくして、民主主義的な生産統制が労働者組織の政策の内容になることによって、社会主義は労働者の闘争が直接実現すべき目標となる。

一九二七年十月、ADGBの議長テオドーア・ライパルトによって経済民主主義の問題を討議するための研究会が召集された。ヒルファディングをはじめとする各分野の専門家と実践家の参加のもとに行なわれた共同研究の成果は、書物として出版されること<sup>(18)</sup>が決議され、フリッツ・ナフタリが編集の任にあたることになった。かくて、一九二四年以降の相対的安定期に再び勢力を伸ばしてきた労働組合運動を背景に、一九二八年、ADGBハンプルク大会が開催された年に、ナフタリの『<sup>(18)</sup>経済民主主義』が刊行された。本書の「序論 経済民主主義の概念と本質」は、ナフタリ自身の筆になると言われるが、<sup>(19)</sup>第一章から第五章のそれぞれの担当者については不明である。しかし本書は、その細部にいたるまで共通の問題意識によって貫ぬかれており、全体としての体系性を保持している。すなわちその共通の問題意識とは、政治的民主主義では解決しえない固有の問題領域としての経済民主主義の解明であり、この観点からヴァイマル期の社会主義系労働組合運動の歴史的総括と将来への展望を試みることにあった。本書は、「自由競争から組織された資本主義へ」という資本主義の構造変化と「物権法から債務法をへて労働法へ」という労働関係の変化を歴史認識の二本の大きな柱としながら、経済民主主義の概念によってつぎの三つのレベルの対立的要素を統合することによって、これを果たしている。すなわち第一は、資本主義と社会主義の対立。資本主義社会のなから非資本主義的要素を折出し、これを経済民主主義の萌芽として

#### ヴァイマル経済民主主義にかんする一考察

位置づけることにより社会主義への道すがりが明らかになる。第二は国家と産業自治の対立。民主主義のもつ共同体と共同決定という二つの性格から、経済の領域における国家と産業自治との相互媒介的な関係が明らかにされる。第三は経済指導と経営民主主義と対立。双方とも、経済の民主主義的要素である労働組合のコントロール下におかれることによって、経済民主主義の構成要素として結びつけられる。ナフタリの『経済民主主義』は、この意味で新しい秩序形成のための統合理論を提起したと言いうことができるわけだが、しかしそこにはまた、ヴァイマル期という時代に制約された問題性も含まれていたことは看過されてはならないだろう。すなわち、当時の労働組合の指導者たちにとってヴァイマル共和国は、自らその製作にかかわった作品として、それ自体もられるべき価値なのであって、そのようなものとして本書は、ヴァイマル共和国との精神的同一化を前提としていたこと、これである。おそらくこの前提なくしては、ヴァイマル期の政治的民主主義を補強するという役割を自らの経済民主主義論に課した彼らの課題意識は生れてこなかったであろうし、またこれほどまでに生き生きとした経済民主主義論の展開はありえなかったであろうと考えられるが、しかし同時に、このような前提こそ、国家論ぬぎの国家介入の是認という本書の限界にかかわる問題の所在をもわれわれに示しているのである。

#### 四

ナフタリの『経済民主主義』は、労働組合の内部からは多くの賛同と賞賛を勝ち得たが、しかし使用者団体からは、経済の民主化は国家介入を誘導することによって経済の官僚制化におちいる危険があり、これは自由な企業家活動の制限に通ずるものがあるという批判が出された。<sup>20)</sup> 左派グループからの批判は、本書は戦争前からの修

正主義論の焼き直しにすぎず、ADGBの指導者と独占体やトラストの支配者との協働のための理論的基礎づけにほかならないというものであった。<sup>(21)</sup> ナフタリはこれら左右両派からの批判にたいし反論を展開したが、しかしまさにナフタリの『経済民主主義』が出版されたその年に、相対的安定期は終りを告げ、本書の背景となった社会経済的基盤が足元から崩れはじめたのであった。一九二八年秋より徐々に後退をはじめたドイツ経済は、景気の回復を見ぬまま、世界恐慌にまき込まれていった。相対的安定期に大量にドイツへ流入したアメリカの短期資金は、相ついで引き上げられ、ドイツ経済はいっ挙に崩壊した。こうしたドイツ経済の急激な悪化にともなつて、左右両派の対立が俄かに険悪な様相を呈してきた。とりわけ資本家側の攻勢は、一九二八年秋の鉄鋼争議のさいの仲裁裁定拒否のためのロック・アウトにはじまり、社会民主党のミュラー内閣にたいする赤字公債発行の妨害と蔵相ヒルファディングの引責辞任、さらに失業保険法改正問題では人民党を先頭に立ててキャンペーンを張り、ついにはヴァイマル最後の社会民主党閣僚の参加したミュラー内閣を辞職に追い込む要因をつくつた。一九三〇年の総選挙では、反ヴァイマル勢力であるナチズムと共産党が議席をのぼし、政局はいよいよ不安定の度を増した。総選挙後新たに発足した第二次ブリュニング内閣は、左右両派の対立の間にゆれながら、憲法第四八条にもとづく緊急令の乱発に事態打開の道を求めた。この緊急令政治は、ヴァイマル民主主義の墓堀人であり、埋葬の儀式はもはや時間の問題になっていたのである。

ブリュニング内閣の緊急令政治の年（一九三二年）、ナフタリは、『経済民主主義』の第五版の刊行にあたって、「一九二九年から一九三一年までの経済危機の教訓」と題する一文を新たにつけ加えた。<sup>(23)</sup> このなかでナフタリは、「経済不況の時代には、資本主義的経済システムの崩壊可能性が大きいにもかかわらず、実際にはこれまで獲得

## ヴァイマル経済民主主義にかんする一考察

したものの防衛が重要である」ことを強調した。経済民主主義は、今や社会主義への展望よりも、既得財産の防衛にたざさわるべきであって、「私的独占にたいする民主的コントロール」、「共同経済的自治団体の創設」、「国家の介入」という経済民主主義もこの文脈の中で要請せられた。因みに、ナフタリは、一九三一年七月の金融恐慌にたいする対応策として、銀行の統制と監視のために、国家の監督下に労働者が参加する銀行局 (Bankamt) の設置をあげている。しかし現実には、危機に対する経済民主主義的対応を期待された国家が、今や緊急令に頼るほかはなんら事態解決の能力をもたない政府によって担われている以上、こうした形での国家介入の強化が行なわれれば、それはむしろ、ナフタリの考えとは裏腹に、産業自治の原則と対立することにならざるを得ない。左右の反ヴァイマル勢力に狭撃されたヴァイマル共和国には、もはや危機を乗り越えるだけの活力は残されていない。このような政治情勢のもとでは、経済民主主義は、国家介入と産業自治のジレンマにおい込まれ、説得力を持ちえなかった。このときすでにナフタリの『経済民主主義』は、その存立基盤を失っていたのである。ヴァイマル共和国の崩壊とともに、ナフタリの『経済民主主義』も、ナチズムの荒波に呑み込まれる運命にあった。

## 五

ナフタリの『経済民主主義』の初版が刊行されてから、今日すでに半世紀余の歳月が流れた。世界恐慌、第二次世界大戦、戦後復興、高度経済成長、そしてオイル・ショックと歴史の大きなうねりの中で、時代は大きく変貌したが、しかしそれにもかかわらず、一九二〇年代のドイツからナフタリの『経済民主主義』がわれわれに提起している問題の多くは、今日なお未解決のまま残されている。社会主義と改良主義の問題、合理化と民主主義



ヴァイマル経済民主主義にかんする一考察

schaftsdemokratie) と題する基調報告を行なった。また同年、ライヒ政府から暫定全国経済協議会のメンバーに招聘された。しかし一九三三年、ナチスの政権掌握によるヴァイマル民主主義の崩壊とともに、ナフタリもまたドイツから追われる身となった。パレスチナに移住し、イスラエル社会民主党 (Mapai) / イスラエル労働組合 (Histadruth) の指導者としてイスラエル共和国の建国 (一九四八年) に貢献した。建国後はイスラエル議会 (Knesseth) に選出され、総理大臣の経済顧問、国家最高経済委員会議長を歴任したほか、一九五二年には農林大臣、一九五九年には厚生大臣を務めた。一九六一年四月三〇日、テル・アヴィブで歿。享年七八才。ナフタリの伝記については、Dieter Schneider, Fritz Naphthali—ein Lebensbild, in: F. Naphthali (Hrsg.), Wirtschaftsdemokratie—Ihr Wesen, Weg und Ziel, Frankfurt am Main 1966, S. 191—4. 岸田尚友「フリッツ・ナフタリと経済民主主義」(『官公労働』一九七八年十月号) 参照。

(2) 職業組合と産業組合の中央組織の連合体である自由労働組合 (Freie Gewerkschaften) とその執行機関である総務委員会 (Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands) は、第一次大戦前より社会主義系労働組合のナショナルセンターとして発展してきたが、ドイツ革命後最初に開かれた第一〇回ニュルンベルク大会 (一九一九年六月三〇日—七月五日) において、ドイツ労働組合総同盟 (Allgemeiner Deutscher Gewerkschaftsbund 略称 A D G B) と改称した。その最高意志決定機関は、三年毎に開催される全国大会で、組合員一五、〇〇〇名に一名の割合で代議員が選ばれる。大会は、一五名から構成される執行部 (Bundesvorstand) を選出する。初代議長は、一八九〇年以降総務委員会の議長を務めていたカール・レギーン (Carl Legien, 1861—1920) が就任した。一九二一年以降テオドア・ライバルト (Theodor Leipart, 1867—1947) が第二代目の議長に就任し、レギーンの遺志をうけついで改良主義路線を追求した。一九一九年現在、その傘下に五二の職業組合と産業組合の中央組織と約五八〇万の組合員を擁し、ヴァイマル期を通じてドイツの労働組合運動をリードしたが、一九三三年五月二日、ナチス

にわづらひて解説をせられた。

- (3) Joseph Huber u. Jiri Kosta (Hrsg.), *Wirtschaftsdemokratie in der Diskussion*, Frankfurt am Main 1978. Fritz Vilmar u. Karl-Otto Sattler, *Wirtschaftsdemokratie und Humanisierung der Arbeit—Systematische Integration der wichtigsten Konzepte*, Frankfurt am Main 1978. Hans Willi Weizen, *Wirtschaftsdemokratie Heute?—Konzept, Kritik, Konsequenz*, Berlin 1980. Derselbe, *Gewerkschaften und Sozialismus—Naphthalis Wirtschaftsdemokratie und Agartz' Wirtschaftsneuordnung*, Frankfurt am Main 1982. Ulrich Gartner u. Peter Luder, *Ziele und Wege einer Demokratisierung der Wirtschaftsdemokratie*, 2 Bde., Diessenhofen 1979. Hans-Jürgen Wagener (Hrsg.), *Demokratisierung der Wirtschaft—Möglichkeiten und Grenzen im Kapitalismus*, Frankfurt am Main 1980.
- (4) 中山伊知郎『経済民主主義』昭和五十一年(講談社)とへた六四ページ以下参照。
- (5) 岸田尚友『経営参加の社会構造—西ドイツの労使関係』昭和五十三年(広文社)、同『経営参加の社会学的研究—西ドイツにおける』昭和五十三年(同文館)参照。
- (6) 大河内一男『参加』の「日本の条件」、神代和欣「日本型経営参加論のビジョン」ともた、日本労働協会編『経営参加の論理と展望—西欧的潮流と日本の土壌』昭和五十一年(日本労働協会)に収録。
- (7) 『労働運動と経済民主主義』(労働運動史研究、六三号、一九八〇年十月)。関恒義『経済民主主義論』一九八一年(青木書店)。戸木田嘉久『現代資本主義と労働者階級』一九八二年、現代資本主義分析5(岩波書店)。
- (8) 拙稿「第一次大戦中における自由労働組合の超経営的参加政策(ドイツ・一九一四—一九一八)」(1)(2)(成城大学『経済研究』第五七号、第五八号、昭和五十二年三月、十月)、同「ヴァイマル経済民主主義の成立前史—第一次大戦前における思想的先駆と自由労働組合の社会政策」(成城大学『経済研究』第七七号、昭和五十七年三月)を参照  
ヴァイマル経済民主主義にかんする一考察

ヴァイマル経済民主主義にかんする一考察

られた。

- (9) Correspondenzblatt vom 30. Nov. 1918, S. 443.
- (10) 社会化委員会は、一九一八年十二月十一日にまず「実施計画」(Arbeitsplan der Sozialisierungskommission)を發表し、ついで翌年二月十五日に「炭鉱社会化にかんする暫定報告書」(Vorläufiger Bericht der Sozialisierungskommission über die Frage der Sozialisierung des Kohlenbergbaues von 15. Februar 1919)を政府に提出した。この報告書には、その作成過程で社会化の時期、方法をめぐって対立した多数派意見と少数派意見(社会改良協会会長のフランケと戦時金屬株式会社社長のフォーゲルシュタイン)が併記されている。しかしこれとは別に、シャイデマン内閣はライヒ経済省の官僚による社会立法の立案の作業をすすめたため、同委員会はこれに抗議して全員辞職した。
- (11) 一九一九年の自由労働組合ニュルンベルク大会におけるウムブライトの「産業の社会化」(Die Sozialisierung der Industrie)にかんする報告。なお、この大会ではヒルンファディングも「社会化」報告を行なっている。Protokoll der Verhandlungen des zehnten Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands, abgehalten zu Nürnberg vom 30. Juni bis 5. Juli 1919, Reprint-Ausgabe, Berlin 1980, S. 523—554。阪上孝「ドイツ革命と社会化論争——ドイツ社会民主党と社会化の挫折」(1)②(京都大学『経済論叢』第九八巻二号、二号、昭和四二年七月、八月)。
- (12) Die Arbeitsgemeinschaft der industriellen und gewerblichen Arbeitgeber und Arbeitnehmer Deutschlands (Referent A. Cohen-Berlin), in: ebenda, S. 453—479.
- (13) Die Richtlinien für die künftige Wirksamkeit der Gewerkschaften—Die Bestimmungen für die Aufgaben der Betriebsräte (Th. Leipart), in: ebenda, S. 426—433.
- (14) Gerhard Laubscher, Die Opposition im Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbund (ADGB) 1918—1923,

Frankfurt am Main 1979, S. 130ff.

- (15) Protokoll der Verhandlungen des elften Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands (1. Bundestag des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes), abgehalten zu Leipzig vom 19. bis 24. Juni 1922, Berlin 1922, S. 578.
- (16) Die Wirtschaft und die Gewerkschaften, in: Protokoll der Verhandlungen des 12. Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands (2. Bundestag des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes), abgehalten zu Breslau vom 31. August bis 4. September 1925, Berlin 1925, S. 33—40 u. 185—266.
- (17) Rudolf Hilferding, Probleme der Zeit, in: Die Gesellschaft, 1. Bd., 1924, S. 1—17. Derselbe, Die Aufgaben der Sozialdemokratie in der Republik, in: Protokoll über die Verhandlungen des Parteitages des Sozialdemokratischen Partei Deutschlands, abgehalten zu Kiel vom 22. bis 27. Mai 1927, Berlin 1927, S. 165—192.
- (18) Protokoll der Verhandlungen des 13. Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands (3. Bundestag des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes), abgehalten zu Hamburg vom 3. bis 7. September 1928, Berlin 1928, S. 170—195.
- (19) Dieter Schneider, a. a. O., S. 191.
- (20) E. M. v. Schewen, Der Hamburger Kongress der freien Gewerkschaften, in: Der Arbeitgeber—Zeitschrift der Vereinigung der Deutschen Arbeitgeberverbände, Nr. 19, 1928, S. 472—4.
- (21) Bibliographie: Fritz Néphthali, "Wirtschaftsdemokratie". Ihr Wesen, Weg und Ziel. Verlagsgesellschaft des ADGB, Berlin 1928, in: Unter dem Banner des Marxismus, III. Jg., 1929, S. 772—8.

ドイツの経済民主主義にかんする一考察

- (22) Fritz Naphthali, Debatten zur Wirtschaftsdemokratie, in: Die Gesellschaft, 1. Bd., 1929, S. 210—9.
- (23) Fritz Naphthali, Die Lehren der Wirtschaftskrise von 1928 bis 1931, in: Wirtschaftsdemokratie—Ihr Wesen, Weg und Ziel, herausgegeben im Auftrage des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes von Fritz Naphthali, 5. erweiterte Auflage, Berlin 1931, S. 191—211.